

北海道告示第10825号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年5月26日

北海道知事 鈴木 直道

(水産林務部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業 漁業用燃油価格等高騰の影響を受けている漁業者の負担を軽減するため令和5年度の全期間、国の漁業経営セーフティネット構築事業に加入している道内漁業者等に対して、その積立金相当額を予算の範囲内において補助する。</p>	<p>北海道漁業協同組合連合会 稚内機船漁業協同組合 小樽機船漁業協同組合 釧路機船漁業協同組合 全国組織に所属する道内漁業者等</p>	<p>①支援金 国の令和5年度漁業経営セーフティネット構築事業の当初申込時における漁業用燃油購入予定数量に積立単価を乗じた道内漁業者等の積立金相当額  ②事務費 支援金の支払いに必要な経費（振込手数料等）</p>	<p>①支援金 10分の10以内  ②事務費 定額 (1件あたり 1,000円以内)</p>	<p>水林第2号様式 水林第14号様式 水林第18号様式 水林第20号様式 水林第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>水林第2号様式 水林第29号様式 水林第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 水産林務部水産局水産経営課</p>		